

佐波川洪水予報実施要領

中国地方整備局山口河川国道事務所（以下「山口河川国道事務所」という。）と下関地方気象台は、「佐波川洪水予報業務に関する細目協定（平成28年4月1日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、佐波川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は山口河川国道事務所では河川管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

佐波川における流域内の気象庁雨量観測所、国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、山口河川国道事務所においては河川管理課長が、下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、山口河川国道事務所と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了

（1）洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

（1）洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2）具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変

更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 付表 1 (3) に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとし、その際、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、洪水予報の種類及び情報名を選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、すみやかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を 1 つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準は、細目協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表 1 (3) のとおりとする。

8 情報システム障害時の措置

情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- (1) 下関地方気象台と山口河川国道事務所間の資料の交換については、付表 4 の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。
- (2) 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等システムのマニュアルで対応できない場合には、山口河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認、承認等を行う。
- (3) 障害時の予報文の部外機関への伝達については、下関地方気象台及び山口河川国道事務所のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) この実施要領の内容を変更する必要がある場合、又はこの実施要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。
- (3) この実施要領は、令和元年 5 月 29 日から施行するものとする。
- (4) この実施要領の締結を証するため、本実施要領書 2 通を作成し、各自 1 通を保管する。

制 定 平成 8 年 3 月 22 日

一部改正 平成 9 年 7 月 14 日

一部改正 平成 10 年 4 月 24 日

一部改正 平成12年3月30日
一部改正 平成17年8月19日
一部改正 平成18年3月31日
一部改正 平成19年4月19日
一部改正 平成25年3月4日
一部改正 平成25年8月30日
一部改正 平成25年10月1日
一部改正 平成27年3月17日
一部改正 平成28年4月1日
一部改正 令和元年5月29日

令和元年5月29日

中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課長 村岡 和満

下関地方气象台 防災管理官 上野 秀則

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる佐波川流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
佐波川	防府	ほうふ	防府市大字植松1143番地	4
	和田	わだ	周南市埴163	140

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
佐波川	堀	ほり	山口市徳地堀上清水1943-1	76.3
	野谷	のたに	山口市徳地野谷掛平620	200.5
	真尾	まなお	防府市真尾小池454	28.3
	三谷	みたに	山口市徳地三谷滑山国有林26	613.0
	仁保津	にぼづ	周南市巢山	314.0
	高瀬	たかせ	周南市大字高瀬257	314.0
	石ヶ岳	いしがたけ	周南市巢山石ヶ岳山頂	924.0
	河内山	こうちやま	山口市徳地柚木重ヶ625-2	460.0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
佐波川	新橋	しんばし	北緯34度03分49秒 東経131度33分30秒	防府市西佐波令新橋町	0.35	2.70	3.40	4.20	4.60	5.50
	漆尾	うるしお	北緯34度10分49秒 東経131度38分38秒	山口市徳地伊賀地上沖の原	1.23	2.30	3.40	3.60	4.00	5.50
	堀	ほり	北緯34度11分22秒 東経131度39分15秒	山口市徳地堀	0.70	2.00	3.00	3.90	4.30	5.60

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当官署
山口県（防府土木建築事務所）	F A X又は加入電話	山口河川国道事務所
河川情報センター	//	//
防府市水防本部	メール	//
山口市水防本部	メール	//
山口市 徳地総合支所水防本部	メール	//
N T T西日本又はN T T東日本	気象情報伝送処理システム （警報のみ伝達）	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	//
山口県防災危機管理課	//	//
山口県警察本部警備課	防災情報提供システム	//
N H K山口放送局	//	//

※ N T T西日本又はN T T東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	6時間雨量
佐波川	新橋水位観測所上流域	60mm
	漆尾水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から山口河川国道事務所に通報するもの
- ア 山口市又は防府市に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
佐波川：新橋、漆尾

(2) 山口河川国道事務所から下関地方气象台に通報するもの

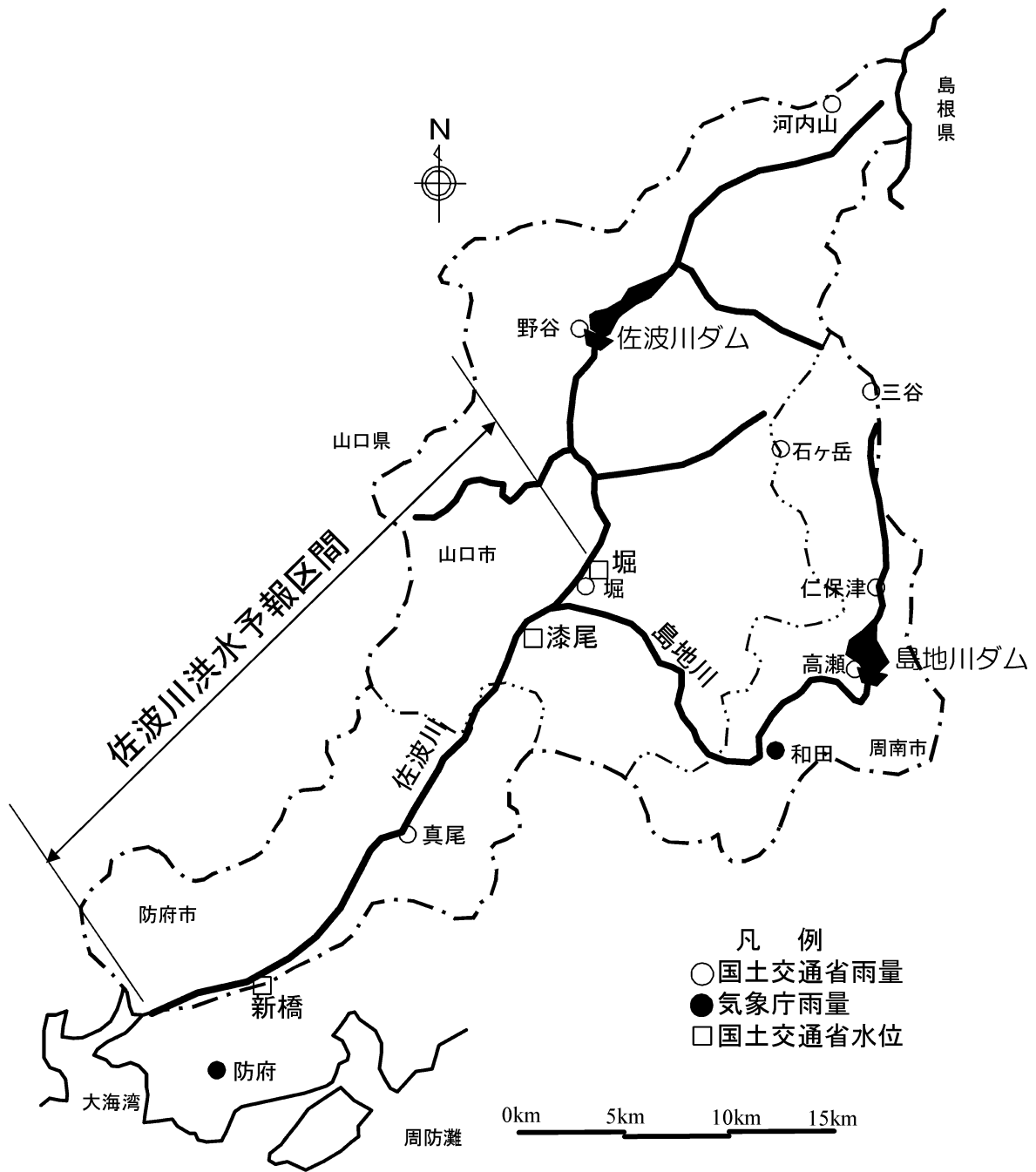
ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)

堀、野谷、真尾、三谷、仁保津、高瀬、石ヶ岳、河内山

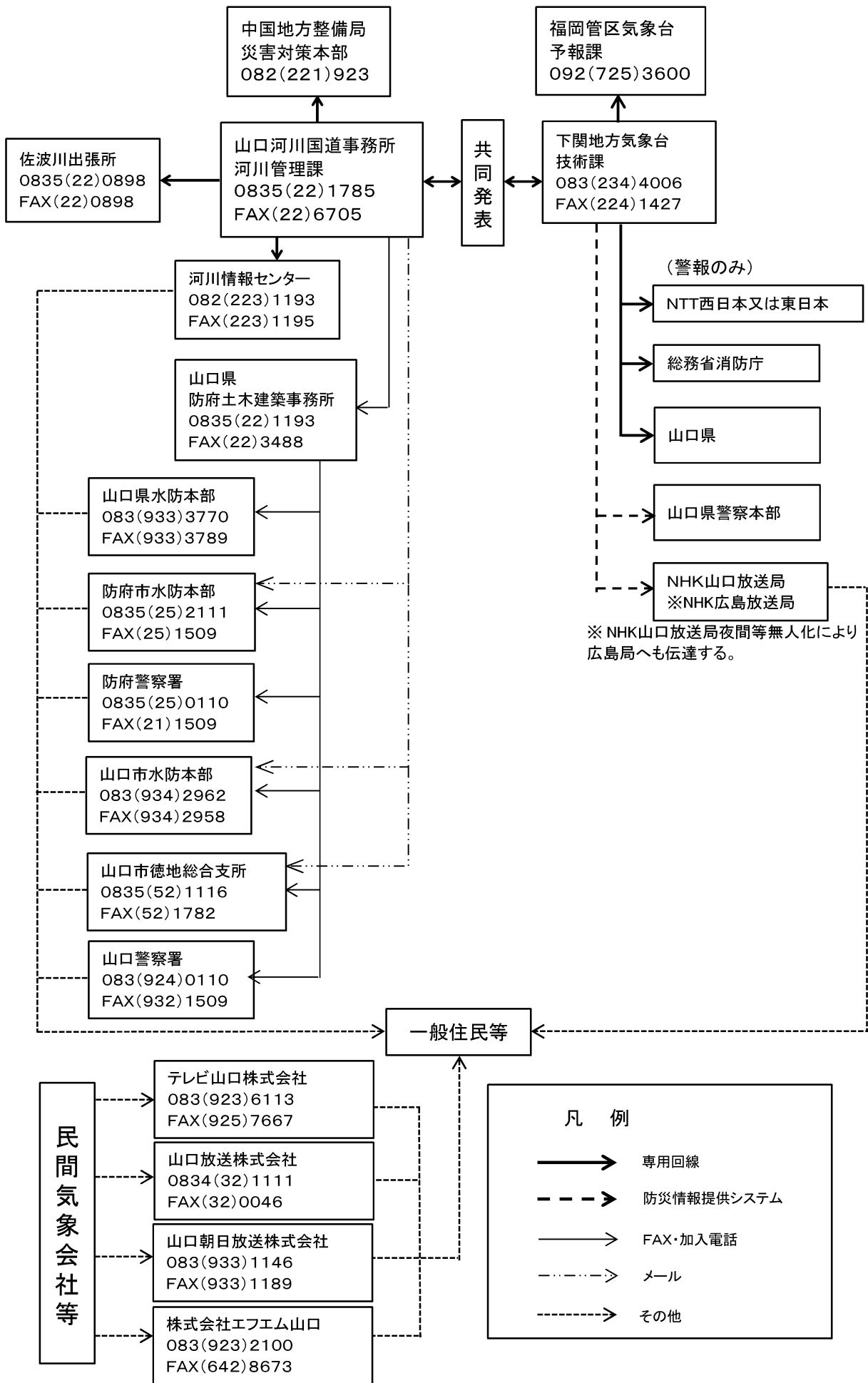
イ 次の観測所の水位(実況)

新橋、漆尾、堀

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

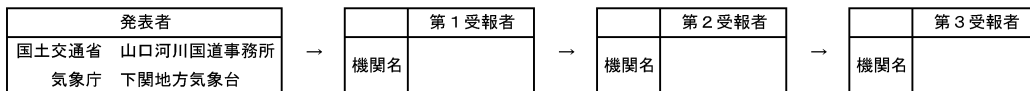


付図2 佐波川洪水予報伝達系統図



注：山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社及び株式会社エフエム山口については、それぞれの機関が、個別に民間気象会社等から佐波川洪水予報を入手している。

付図 3 洪水予報の発表イメージ



佐波川氾濫注意情報

佐波川洪水予報第1号
洪水注意報（発表）
令和〇年〇月25日 10時20分
山口河川国道事務所 下関地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】佐波川では、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】佐波川の新橋水位観測所（防府市）では、25日10時10分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨 量）

1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	23日10時00分～25日10時00分 までの流域平均雨量	25日10時00分～25日13時00分 までの流域平均雨量の見込み
佐波川流域	80ミリ	100ミリ

（水 位）

佐波川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
新橋 水位観測所 (防府市)	25日10時10分の状況	3.48 ↑				
	25日11時10分の状況	4.28 -				
	25日12時10分の状況	2.98 -				
	25日13時10分の状況	3.26 -				
	25日14時10分の状況	-0000.00 -				
	25日15時10分の状況	-0000.00 -				
	25日16時10分の状況	-0000.00 -				
漆尾 水位観測所 (山口市)	25日10時10分の状況	*** -				
	25日11時10分の状況	*** -				
	25日12時10分の状況	*** -				
	25日13時10分の状況	*** -				
	25日14時10分の状況	*** -				
	25日15時10分の状況	*** -				
	25日16時10分の状況	*** -				
堀 水位観測所 (山口市)	25日10時10分の状況	*** -				
	25日11時10分の状況	*** -				
	25日12時10分の状況	*** -				
	25日13時10分の状況	*** -				
	25日14時10分の状況	*** -				
	25日15時10分の状況	*** -				
	25日16時10分の状況	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	新橋 水位観測所	漆尾 水位観測所	堀 水位観測所
	防府市	山口市	山口市
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.60	4.00	4.30
レベル3水位 避難判断水位※	4.20	3.60	3.90
レベル2水位 氾濫注意水位	3.40	3.40	3.00
レベル1水位 水防団待機水位	2.70	2.30	2.00
受け持ち区間	佐波川 左岸 佐波川 10.5Km金波地 先から海まで 右岸 佐波川 10.5Km金波地 先から海まで	佐波川 島地川合流点から佐 波川 10.5Km金波地先 まで 島地川合流点から佐 波川 10.5Km金波地先 まで	佐波川 左岸 中国自動車道から島 地川合流点まで 右岸 中国自動車道から島 地川合流点まで
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	山口県防府市上右田、 山口県防府市大崎、 山口県防府市佐野、 山口県防府市小島、 山口県防府市畑、 山口県防府市新橋、 山口県防府市植松、 山口県防府市西浦	山口県山口市庄方、 山口県山口市伊賀地、 山口県山口市岸見、 山口県山口市麻生、 山口県防府市奈美、 山口県防府市和田、 山口県防府市和字、 山口県防府市真尾	山口県山口市庄方、 山口県山口市堀

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の準備等の氾濫の発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課
気象関係：気象庁 下関地方気象台

電話：0835-22-1890
電話：083-234-4006